

質 問 回 答

2016年7月25日

「(案件名)ミャンマー国バゴー橋建設事業詳細設計調査」

(公示日:2016年7月13日/公示番号:160476)に関する質問と回答は以下のとおりです。

番号	当該頁項目	質問	回答
1	第1 指示書の適用 ->プロポザル評価表	3. 業務従事予定者の経験・能力 (1) 業務主任者の経験・能力 / 業務管理グループの評価の下に括弧書きで”本案件では副業務主任者(業務管理グループ)を認めません”とありますが、これは間違いと理解してよろしいでしょうか。 また、業務管理体制についても”今回は評価の対象としません”とあり、こちらも間違いであると理解しています。	本案件では業務管理グループの結成を認めておりますので、ご指摘の点はいずれも誤記となります。
2	第2 業務の目的・内容に関する事項 ->P.5 (11) 相手国側のデータ及び支援の提供	3) カウンターパートスタッフの配置とありますが、その時期と配置人数を教えていただけないでしょうか。	カウンターパートスタッフの配置の時期と人数は未定です。
3	第2 業務の目的・内容に関する事項 -> P.10 ~ P.11 入札図書(案) (ドラフト版) の作成 -> P.11 & P. 29	P.10 ~ P.11 において、「迅速な事業工程とするため、事前資格審査を省略することを前提とした入札図書(案)とする」ことが記載されている一方、P.11と29では、入札図書(案)の構成として”入札参加者への事前資格審査実施案内および質問票”が記されています。事前資格審査を省略するとすれば、この案内及び質問票は不要だと考えます。	ご指摘のとおりです。 ”入札参加者への事前資格審査実施案内および質問票”を削除致します。
4	第2 業務の目的・内容に関する事項 -> P.11 (11) 事業概要の本邦企業への説明	ここで求められる本邦企業説明会の案内および会場提供は貴機構が行うものと理解してよろしいでしょうか。コンサルタントは業界団体への案内、会場手配はせず、説明会への参加・説明を行うものと考えております。	会場手配及び業界団体への案内は、JICAが行います。

<p>5</p>	<p>第 2 業務の目的・内容に関する事項 ->p.21 4) 橋梁詳細設計 (b) 耐震設計 本橋梁の耐震設計では、地震時の挙動を詳細に解析するため、非線形動的解析を行い、その結果を設計に反映させる。</p>	<p>耐震設計は、道路橋示方書に準拠したレベル 1・レベル 2 耐震設計を行うのでしょうか。 非線形動的解析を実施する場合の地震波形は、道路橋示方書の地震波形を用いると理解しますが、世界でも有数の地震大国である日本で起こった実際の地震動(プレート境界型・内陸直下型)をミャンマー国に適用するのは、過剰設計になると考えます。 一方で p.24 に設計震度は「ミャンマー国既往資料」とあり、弊社の理解では設計震度は 0.15 程度と聞いています。設計震度 0.15 であれば、道路橋示方書のレベル 1(種地盤の最大値 0.3)の半分程度の震度であり、ミャンマー国の技術者にも理解しやすい、基礎的な震度法による設計(静的照査)を行えばよく、あえて難解な非線形動的解析は不要ではないでしょうか。</p>	<p>非線形動的解析は、以下のことから必要と判断しております。 過去、ミャンマーにおいて、M6.0 以上の地震が確認されていること。(1975 年、1988 年、2011 年、2016 年) 対象とする橋梁は、地震時の挙動が複雑な橋であることが想定されること。(道路橋示方書 耐震設計編 P51 2)参照) 耐震設計の目的は、橋梁の技術移転のみならず、適切な目的物を設計することにある。 なお、耐震設計は、「ミャンマー、日本あるいは第三国の設計基準類に従って行うこと」を想定しております。 なお、「非線形動的解析を実施する場合の地震波形は、道路橋示方書の地震波形を用いると理解しますが…」に関しては、質問者の設計計画や仮説が含まれる内容であること、また、業務指示書 P20 1)「設計条件」に記載の「既往調査のレビュー及び現地調査結果に基づき、適用基準の妥当性を検証するとともに、変</p>
----------	--	---	---

			<p>更が必要となる場合にはマンマ ーと協議を行うこと。」に該当する 事項であるため、コメントを差し控え ます。</p> <p>合理的な設計手法を計画していただ き、業務指示書 P9(6)基本設計 B/D の方針設定に記載のとおり「法 制度や設計基準、ガイドライン、自然 環境条件や現地建設事情等につい ての対応方針を整理し、設計方針を 設定し、実施機関の合意を得る」等 のとおりとしてください。</p>
6	<p>第 2 業務の目的・内容に関する事項 ->p.23 6) 設計図作成 の項目 主塔 主塔構造図、主塔配筋 図、その他</p>	<p>主塔は鋼製であり、配筋図は不要ではないでしょうか。 一方、鋼製主塔であれば主塔詳細図が必要と考えます。</p>	<p>詳細設計の進捗に合わせ、P22 に記 載のとおり「施工計画の変更等により 必要となった工事目的物・仮設物に ついても適宜設計図を作成する」こ とを想定しております。したがって、 施工計画の変更により不要になれば 配筋図の作成は必要ありません。ま た、同様に主塔に関しては、施工計 画の進捗に合わせ、必要と判断され た場合、主塔詳細図を作成すること となります。</p>

以 上